

【2017 年 4 月 5 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 79 号 ■

目次

【トピックス】

1. 雇用保険料率を引き下げます
2. 「女性の活躍推進企業データベース」で、自社の女性の活躍状況をアピールしましょう！～1年に1回以上、公表情報を更新しましょう～
3. 生産性を向上させた企業に対し、労働関係助成金を割り増しします！
4. 雇用関係助成金を見直しました！

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ハンドブック『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～』を新入社員研修などにご活用ください
- ◆地方に本社機能を拡充・移転をする場合、税制上の優遇が受けられます～4月1日から地方拠点強化税制を拡充～
- ◆雇用保険の届出には、マイナンバーの記載が必要です
- ◆働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業の事例集が完成しました
- ◆人手不足時代の人材確保に「効く」事例集を作成しました
- ◆高齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集する「高齢者雇用開発コンテスト」を実施します
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】雇用保険料率を引き下げます

平成 29 年 3 月 31 日に「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、今年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は、以下のとおりとなります。

【改正内容】

平成 29 年 4 月 1 日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担

とも 0.1%ずつ引き下げます。雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）については、引き続き 0.3%となります（建設の事業は 0.4%）。

【事業の種類別の雇用保険料率】

一般の事業：0.9%（労働者負担 0.3%+事業主負担 0.6%）

農林水産・清酒製造の事業：1.1%（労働者負担 0.4%+事業主負担 0.7%）

建設の事業：1.2%（労働者負担 0.4%+事業主負担 0.8%）

【詳細はこちら】

雇用保険料率について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000149918.html>

【トピックス 2】

「女性の活躍推進企業データベース」で、自社の女性の活躍状況をアピールしましょう！
～ 1 年に 1 回以上、公表情報を更新しましょう～

「女性の活躍推進企業データベース」とは、企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したものです。このデータベースでは、無料で自社の女性活躍の状況を公表したり、他社の状況を地域別、業種別、規模別に検索・閲覧したりすることができます。

現在、このデータベースを活用して自社の女性の活躍状況を公表している企業は 7,400 社以上あり、労働者数 301 人以上の規模の企業では、既に約 4 割が登録しています。

このデータベースを「女性活躍推進法」における「女性の活躍に関する情報公表」や「行動計画の外部への公表」※の掲載先として活用いただいたり、就職活動中の学生や求職中の方へ向けて自社の状況をアピールする場としても利用いただけます。

既に「女性の活躍に関する情報」をデータベース上で公表している企業も自社のホームページ等で公表している企業も、年 1 回以上の情報更新をしていただく

必要があります。女性活躍推進法施行から1年経過しましたので、法施行後すぐ「情報の公表」をお済ませの事業主の皆さまも情報の更新をお願いします。

【詳細はこちら】

女性の活躍推進企業データベース（平成29年3月下旬にドメイン変更しました）
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※女性活躍推進法では、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、次の1～4の事項が義務付けられています。

1. 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
2. 状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、外部への公表
3. 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
4. 女性の活躍に関する情報の公表

また、「えるぼし」認定を受ける際や、「両立支援等助成金」を申請する際にも、このデータベースでの公表が必要となります。

◆両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）◆

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、その達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に助成金を支給します。ぜひ積極的に活用してください。

なお、この助成金を申請する企業は、「女性の活躍推進企業データベース」で、「女性の活躍の状況に関する情報公表」や「行動計画の外部への公表」を行う必要があります。

【支給額】（〈〉内は生産性要件を満たした場合の額）

・ 中小企業

「取組目標」を達成した時： 28.5万円〈36万円〉

「数値目標」を達成した時： 28.5万円〈36万円〉※

※女性管理職の割合が一定基準以上の場合：47.5万円〈60万円〉

・ 中小企業以外

「数値目標」を達成した時： 28.5万円〈36万円〉※

※女性管理職の割合が一定基準以上の場合に限ります

【数値目標の例】

「女性の少ない職種などで女性の比率を●%まで引き上げる」「女性の少ない職種の採用人数を●人に増やし、かつ男女に占める採用割合を●%以上とする」「管理職の女性比率を●%以上とする」など

【取組目標の例】

「女性の体力・体格などに配慮した安全具や設備・機器などを導入する」「女性が少ない職種に必要な技能などに関する教育訓練を行う」「初めて女性を配置する現場に女性用の更衣室を作る（または老朽化した女性用トイレを改修する）」「管理職を目指す女性社員を対象としたセミナーを実施する」など

【助成金の詳細はこちら】

- ・平成 29 年度両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

- ・一般事業主行動計画を策定しましょう

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidokateikyoku/280108sakutei.pdf>

【「えるぼし」認定の詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【トピックス 3】生産性を向上させた企業に対し、労働関係助成金を割り増しします！

生産性向上に取り組む企業を支援するために、労働関係助成金（一部を除く）に「生産性要件」を設定し、この要件を満たした場合には支給額を割り増しします。

生産性要件を満たすためには、企業の財務諸表等の情報をもとに、過去 3 年間で生産性が 6 % 以上伸びていることが必要です。

【詳細はこちら】

リーフレット『生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

【トピックス４】雇用関係助成金を見直しました！

労働者の雇用の安定などのための雇用関係助成金について、分かりやすく、使いやすいものとなるよう、見直しを行いました。

これまで、雇用関係助成金は、数が多すぎて体系が複雑なため、分かりにくいとの意見があり、あまり利用されていない助成金があるなどの問題がありました。

今回の見直しでは、最大４階層あった助成金の体系を最大２階層に整理し、支給実績の低いものの廃止や、類似するものを統合するなどして、助成金全体の数を減らして、分かりやすくしました。

ぜひこの機会に、雇用関係助成金をご活用ください。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ハンドブック『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～』を
新入社員研修などにご活用ください ▲△

厚生労働省は、働くときに知っておきたい基本的な知識についてまとめたハンドブック『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～』を作成しました。

皆さまに幅広くご活用いただけるよう、ホームページに掲載し、どなたでも自由にダウンロードして使える形で提供しています。新入社員への研修資料などに、ぜひご活用ください。

また、ハンドブック『これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q & A』では最低限知ってほしいルールをまんがでまとめています。こちらも併せてご活用ください。

【詳細はこちら】

『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～』

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/

『これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q & A』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

▽▼ 地方に本社機能を拡充・移転する場合、税制上の優遇が受けられます

～4月1日から地方拠点強化税制を拡充～

▲△

地方拠点強化税制とは、地域再生法に基づき地方において本社機能を新增設する事業者に対して、設備投資や雇用促進のための減税措置を講じる制度です。

具体的には、オフィス減税（建物等の取得価額に対する特別償却15～25%または税額控除4～7%）と、雇用促進税制（地方事業所における増加雇用者1人当たり50～80万円の税額控除）の優遇が受けられます。

今回の見直しでは、以下の内容などが盛り込まれ、今年4月1日から運用しています。

- 1 オフィス減税については、平成29年度に引き下げられる予定であった控除率を平成29年度末まで現行水準で維持
- 2 雇用促進税制については、新規雇用のうち質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）※に対して控除額を上乗せする（年間最大90万円の税額控除）

※計画期間の終了日において、その事業所に勤務している雇用保険一般被保険者に限ります。

【詳細はこちら】

地方拠点強化税制のご案内

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/160517_chihouky

oten_pamphlet.pdf

雇用促進計画の提出手続き～雇用促進税制の適用を受けるために～

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyouku/0000119396.pdf>

▽▼ 雇用保険の届出には、マイナンバーの記載が必要です ▲△

雇用保険の届出には、マイナンバーの記載が必要となります。従業員からマイナンバーを取得する際の注意事項や、よくある質問事項などをリーフレットにまとめてありますので、ご参照ください。

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- 1 雇用保険被保険者資格取得届
- 2 雇用保険被保険者資格喪失届
- 3 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- 4 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付支給申請書
- 5 介護休業給付支給申請書

【リーフレットはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyouku/0000153814.pdf>

▽▼「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業」の事例集が完成しました▲△

厚生労働省では、平成 28 年度に新たに実施した「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業」の受賞企業の取組を紹介する事例集を作成しました。働きやすく、生産性の企業・職場づくりに興味のある皆さま、ぜひご覧ください。

【受賞企業の取組に共通していた 2 つのポイント】

1. 社員が主体性を持って高水準の成果を上げることができるような環境整備

に取り組んでいること

2. 環境整備の取組について経営者の強いリーダーシップが発揮されていること

～掲載企業（15 社）～

【最優秀賞】

- ・株式会社ディスコ
- ・SCSK 株式会社
- ・株式会社河合電器製作所

【優秀賞】

- ・ダイキン工業株式会社 堺製作所
- ・大豊工業株式会社
- ・旭テクノプラント株式会社
- ・ヤマサハウス株式会社

【奨励賞】

- ・味の素株式会社
- ・伊藤忠商事株式会社
- ・株式会社千葉銀行
- ・富士ゼロックス株式会社
- ・ヤフー株式会社
- ・国本工業株式会社
- ・サントリースシステムテクノロジー株式会社
- ・株式会社リソーシズ

【取組事例集のダウンロードはこちら】

働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト／表彰制度のページ

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/award/index.html>

▽▼ 「人材確保に『効く』事例集」を作成しました ▲△

厚生労働省では、平成 27 年度から人材不足が特に深刻な保育、訪問看護、運輸の 3 つの分野で、企業へのコンサルティングを通じて事例収集を行ってきました。

このたび、これらの分野の特性を踏まえた雇用管理改善のための方策を整理し、事例集を作成しました。

この事例集には、人材確保のために解決すべき「採用」と「定着」の課題への取り組み方、対策を考える上で役立つ内容を掲載しています。

上記の 3 分野の事業主の皆さまはもちろん、それ以外の分野の方にもご活用いただけますので、ぜひご覧ください。

【詳細はこちら】

働きやすく生産の高い職場のためのポータルサイト／調査研究のページ

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/index.html>

(参考資料)

- ・人材確保のしくみ

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/data/shikumi.pdf>

- ・人材確保の取組一覧

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/data/torikumi.pdf>

▽▼ 高年齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集する

「高年齢者雇用開発コンテスト」を実施します ▲△

厚生労働省では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、平成 29 年度「高年齢者雇用開発コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての理解の促進、高齢者がいきいき働くことができる職場づくりの実践やアイデアの普及を目的に毎年実施しています。

現在、高年齢者が働きやすい職場づくりのため、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。優秀な事例については 10 月の「高年齢者雇用支援月間」中に表彰する予定です。

皆さまのご応募をお待ちしています。

【募集内容（創意工夫の例）】

(1) 制度面の改善

定年制の廃止や定年年齢の引上げ、継続雇用制度、賃金・評価制度の改善のほか、短時間勤務など柔軟な雇用形態、在宅勤務制度の導入、役割の明示、評価・面談制度の導入など

(2) 高年齢者を戦力化するための工夫

組織風土の改善、職場コミュニケーションの推進、新職場・職務の創出など

(3) 能力開発

高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援のほか、高年齢者による技能継承など

(4) 職場環境の改善

ミスの防止、ムダな動きの削減、疲労防止など、高年齢者が働きやすくするための職場の環境改善

(5) 健康管理・安全衛生・その他

高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス・安全衛生管理・福利厚生などに関する改善

【応募資格】

「企業」または「事業所」からの応募とし、希望者全員が 65 歳まで働ける制度を導入していることが要件です。

【応募締切】

平成 29 年 5 月 11 日（木）当日消印有効

【応募方法など詳細はこちら】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ

http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/h29_koyo_boshu.html



現在の雇用失業情勢



3 月 31 日に公表された 2 月の完全失業率は前月から 0.2 ポイント低下し 2.8%、有効求人倍率は前月と同水準の 1.43 倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201702.pdf>

(PDF:269KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156290.html>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-